

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

## ○議事日程

平成26年11月6日（木曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（32名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	5番 石原記念男 君	6番 佐藤 善一 君
7番 清水 宗夫 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君
13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
28番 藤川 勝 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君	36番 後藤 信一 君	

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	洞戸事務所 係長	古田 考幸 君
板取事務所 係長	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 係長	森 太桂弘 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、事務局長からご挨拶をお願いします。

○事務局長（玉田和久君） 10月、11月は行事も色々ありますし、農用地調査においてもご足労をお掛けいたしました。先週の休日に関西秋の祭典、東は津保川の産業祭もあり色々ありがとうございました。皆様忙しいとは思いますが、これから視察研修等もありますのでご出席願います。今日は農振除外の案件もあり時間がかかると思われますが、ご審議よろしく願います。農政においても、今年から中間管理機構がはじまりますが、色々協議をしながらすすめてまいりたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は15番山田晴重委員、22番加藤政比古委員、24番神山博和委員、31番岡田忠敏委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

10番 後藤利彦委員、11番 大澤慶一委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北西230mほどに位置する田、1.12㎡です。

譲受人は、申請地が5条の2番の案件で宅地開発される土地のため、申請地を分筆し、自己所有する西側及び北側の田へ農作業機械の通行を可能にするため、申請地を取得するとともに農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲り受け人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東田原地内、関食肉センターの北東310mほどに位置する農振農用地である田、933㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、農業経営が困難のため、使用貸人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、東田原地内、田原グラウンドの東680mほどに位置するいずれも農振農用地内にある田、841㎡および畑、648㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住して

おり農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西530mほどに位置する畑2筆、657㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保船山地内、船山集会場の西100mほどに位置するいずれも農振農用地である登記地目が田、現況地目が畑520㎡です。

譲受人は、親戚である譲渡人の申し出に応じて申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、申請地を譲受人に無償で贈与するというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸市場地内、洞戸中学校の南西310mほどに位置する農振農用地である畑、1083㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住していて農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

7番の案件は位置図が7ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の北西780mほどなどに位置するいずれも農振農用地である田3筆、2979㎡および畑、611㎡です。

使用借人は、使用貸人である兄より申請地を借り受け、農業経営に従事したいというもの。使用貸人は、弟である使用貸人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

8番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町谷口地内、桶森公民館の南180mほどに位置する畑、223㎡です。

譲受人は、7番の案件と同じ人物であり申請地を譲り受け、農業経営に従事したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

最後に9番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は、武芸川町谷口地内、桶森公民館の西120mほどに位置する畑、201㎡です。

譲受人は、7番の案件と同じ人物であり申請地を譲り受け、農業経営に従事したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借に関するもの2件、農地法第3条第2項各号に該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1 番（早川英雄君） 1 番、2 番について異議ありません。
- 3 番（佐藤久雄君） 2 番、3 番について異議ありません。
- 7 番（清水宗夫君） 4 番について異議ありません。
- 2 3 番（土屋尊史君） 5 番について異議ありません。
- 2 5 番（野村 茂君） 6 番について異議ありません。
- 2 8 番（藤川 勝君） 7 番、8 番、9 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。  
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 9 件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は 5 ページになります。

1 番の案件は位置図が 1 0 ページになります。

申請地は、平賀町 1 丁目地内、東部公民センターの北東 1 4 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地 8 9 5 m<sup>2</sup>のうち 3 3 1. 7 7 m<sup>2</sup>です。

申請人は、農業経営が困難であったところ、申請地に住宅を建築し賃貸したいというものです。

1 0 月 1 6 日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

2 番の案件は位置図が 1 1 ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南東 1 9 0 m ほどに位置する田 6 筆、1 1 3 3 m<sup>2</sup>です。

申請人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 0 月 1 6 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、申請地が長良川鉄道富岡駅から 3 0 0 m 以内にあるため、第 3 種農地と判断します。ちなみに、第三種農地の定義として、農地法施行規則第 4 3 条第 2 号には、鉄道の駅、軌道の停車場、又は船舶の発着場、高速道路自動車国道等の出入り口（インターチェンジ）、県庁、市役所、区役所、又は町村役場（これらの支所を含む）の中心又は入口から、概ね 3 0 0 m 以内にあることとあります。この概ねとは約 1 割のため 3 3 0 m までは可ということになりますので申し添えます。

3 番の案件は位置図が 1 2 ページになります。

申請地は、稲口地内、稲口公民センターの南西 4 0 0 m ほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地、6 7 8 m<sup>2</sup>です。

申請人は、土木建設業を営んでおり、申請地をトラックや重機を保管する車庫や駐車場として整備したいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

10月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦している区域に近接するおおむね10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

4番の案件は位置図が13ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北北東660mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、942㎡のうち344.09㎡です。

申請人は、申請地に自己用住宅及び車庫を建築したいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

10月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が14ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北北東660mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、942㎡のうち24.98㎡です。

申請人は、申請地に先祖を供養する石碑を建立し整備したいというものです。

この石碑は、死体及び焼骨を埋葬する墓地ではないとの注意書きがあります。

10月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に6番の案件は位置図が15ページになります。

申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の北200mほどに位置する田、706㎡です。

申請人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、申請地が武芸川事務所の300m以内にあるため、第3種農地と判断します。

以上6件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 2番（早川誠一君） 2番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 3番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 4番、5番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 6番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の6件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とい

たします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は8ページからになります。

1番の案件は位置図が16ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、平賀1丁目地内、東部公民センターの北東120mほどに位置する登記地目が山林、現況地目が畑、623㎡のうち306㎡です。

使用借人は、使用貸人である父より申請地を借り受け、太陽光発電設備を整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じ貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が17ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の北西190mほどに位置する田2筆、1629㎡のうち1627.87㎡です。

先ほどの3条の2番の案件と同じ地番になります。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が宅地分譲に適している土地と考え、申請地を譲り受け、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、申請地の農業経営が大変だったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が18ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、関中央病院の南60mほどに位置する田、2950㎡です。

譲受人は、社会福祉法人であり、申請地を譲り受け、特別養護老人ホームを整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が19ページになります。

所有権移転で申請地は東田原地内、田原グランドの南東350mほどに位置する田、2424㎡のうち994.07㎡です。

譲受人は、申請地の南側において金型設計・製作の工場を経営しており、事業拡大に伴い従業員増員のため駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場を拡張したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担している区域に近接するおおむね10ha未満の農地に該当するため、第2種農地と判断します。

5番の案件は位置図が20ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、迫間地内、田原小学校の南西780mほどに位置する農振農用地である田18筆、19345.82㎡および農振農用地でない田422㎡です。

賃借人は、建設業組合であり、申請地を借り受け、県発注の公共工事により発生した建設残土を申請地に埋め立てをし、農地の嵩上げをしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

賃貸借の期間は、許可日から2年間としています。

農地の区分は、18筆の農振農用地のほかに、残りの1筆は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。

6番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、明生町2丁目地内、泉ヶ丘公園の北西60mほどに位置する畑209㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢や遠方に居住しているなど農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの西630mほどに位置する畑、336㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が23ページになります。

所有権移転で申請地は塔ノ洞地内、東山公民センターの北西310mほどに位置する畑、393㎡です。

譲受人は、水洗器具の組み立て工場を営んでおり、事業拡張により従業員の駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が24ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、小屋名地内、小金田中学校の北東250mほどに位置する農振農用地である田5筆、6415㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から1年間としています。

10番の案件は位置図が25ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北西270mほどに位置する畑27

4 m<sup>2</sup>です。

譲受人は、家具の製造販売業を営んでおり、申請地を譲り受け、倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

なお、事業計画変更許可申請の3番の案件と同時申請になります。

11番の案件は位置図が26ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、戸田地内、戸田転作促進技術研修センターの北西270mほどなどに位置する農振農用地である田3筆、6688 m<sup>2</sup>です。

賃借人は、自動車整備販売業を営み、申請地の北側には自動車整備工場を運営しているが、今般事業の拡大のため申請地を譲り受け、駐車場（モータープール）を整備したいというもの。賃借人は、賃借人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、10ha以上の規模の一団の農地等にある区域内にある農地等に該当するため、第1種農地と判断しますが、1種農地の例外規定にあります 既存の施設の敷地の1/2以内の拡張に該当するため、許可相当と考えられます。

12番の案件は位置図が27ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀富之保地内、武儀東小学校の東北東330mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、59 m<sup>2</sup>です。

譲受人は、申請地の北東に居住しているが駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

最後に13番の案件は位置図が28ページになります。

所有権移転で申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北北東650mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、69 m<sup>2</sup>です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用の住宅及び車庫を建築整備したいというもの。譲渡人は、親戚である譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

10月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連担しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番、2番について異議ありません。
- 2番（早川誠一君） 3番について異議ありません。
- 3番（佐藤久雄君） 4番について異議ありません。
- 4番（早川清治君） 5番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 6番、7番について異議ありません。
- 9番（石木治男君） 8番について異議ありません。

- 16番（亀山 浩君） 9番、10番について異議ありません。
- 18番（篠田泰道君） 11番について異議ありません。
- 19番（横井文雄君） 12番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 13番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。  
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの3件、計13件につきまして、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は20ページになります。

1番の案件は位置図が29ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、平賀1丁目地内、東部公民センターの北東150mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地895㎡のうち450.22㎡です。

当初事業計画者は、平成3年12月11日5条許可により、申請地を含む563.26㎡を借り受け、自己用の住宅を建築する予定でありましたが、結果的に建築予定地の北側に自己用住宅を建築したため、計画を中止していたというもの。承継者は、当初事業計画者の妻であり、美容院を経営しており申請地450.22㎡を借り受け、美容院及びその駐車場を建築整備したいというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、4条転用許可申請の1番の案件と同時申請になります。

2番の案件は位置図が30ページになります。

目的変更で申請地は、倉知地内、十六所集会所の南西190mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、751.92㎡です。

当初事業計画者は、平成26年6月27日4条許可により、申請地を貸駐車場として整備する予定でありましたが、測量をしたところ、北側にある工場の倉庫の一部が申請地番に食い込んでいたため、今回訂正し、分筆したいというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、雑種地でありました。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

3番の案件は位置図が31ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北西270mほどに位置する畑、274㎡です。

当初事業計画者は、平成10年11月27日5条許可により、申請地に一般個人住宅を建築する

予定でありましたが、建築計画を躊躇する間に申請人が亡くなり、相続人は羽島市に居住していたため、計画を中止していたというものです。

承継者は、家具の製造販売業を営んでおり、事業拡大のため、申請地を譲り受け、家具の倉庫を整備したいというものです。

10月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお、5条転用許可申請の10番の案件と同時申請になります。

以上3件につきましてご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。

○10番（後藤利彦君） 2番について異議ありません。

○16番（亀山 浩君） 3番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件について原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は22ページになります。

賃貸借権の設定に関するもの14筆、3件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が14筆11, 206㎡です。

地区は、武芸川町谷口と平の2地区です。

設定を受ける方は、武芸川農産です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

○議長（佐藤善一君） 以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は11月25日午前10時からの予定です。

また、今後の主な行事予定は、28日が11月6日分の農業会議答申日、12月12日が転用申請等受付締切日、12月15日が転用申請等現地確認日、11月25日分の農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前 11 時 00 分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

㊟

---

1 0 番 関市倉知 1 2 3 0 番地

㊟

---

1 1 番 関市下有知 3 5 2 2 番地

㊟

---